

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業  
(1) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究  
(イ) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進 実施要領

令和3年2月8日

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

## 1. 趣 旨

「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」委託要項に基づき、本事業の実施に関し必要な事項として、委託先及び再委託先が事業を実施するための細則について、本実施要領において定める。

## 2. 事業内容

以下の(1)～(5)の事項について、【別紙】障害者の生涯学習推進の基本的な視点を参照の上、実践的な研究等を行う。

### (1) 効果的な生涯学習プログラムの実施

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたって維持・開発・伸長するため、効果的な学習に係る具体的な学習プログラムを実施する。

#### 【補足】

- 学習プログラムとしては、主として次のような内容を想定している。
  - ・ 学校から社会への移行期に求められる学び（主に特別支援学校等を卒業した直後の障害者を想定）

学校段階までの過程で身に付けた資質・能力を更に伸長・開発するための学習や、多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性をもって物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習
  - ・ 生涯の各ライフステージに応じて求められる学び

生涯の各ライフステージで必要となる、個人の生活や社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身に付け、実生活で実践するための学習
- 学習プログラムの在り方の実践的な研究に当たり、委託先は、障害者等を対象とした講座や活動等を実施する。
- 併せて、必要に応じて、指導者や学習支援者として外部講師等を招聘することができる。また、講座等の運営を円滑に行う観点から、有償のボランティアスタッフ等を配置することができる（経費は諸謝金として計上する）。
- 障害のない者も含めた多様な者との交流や共同学習など共生社会の実現に向けた取組とともに、障害者本人の企画・運営等への参画や自主的な活動の促進にも留意する。

- 学校卒業後の障害者を主な対象とした（包摂した）学習プログラムとして実施すること。学校の教育課程内の取組は対象外とする。

(2) 連携協議会の開催及び効果的な実施体制や関係部局・民間団体等との連携体制の構築

- ① 障害者の学習活動の関係者（地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体や有識者等）から構成される連携協議会を開催し、効果的な学習を提供するための実施体制、関係部局・民間団体等との連携体制を構築する。

その際、障害者教育や障害の特性、障害者の地域生活等に関する知見を有している特別支援学校や障害者福祉機関等との連携とともに、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との適切な連携を重視する。

**【補足】**

- 連携協議会については、委託先の関係者のほか、以下の関係機関・団体等のうち、複数の関係機関・団体等の関係者により構成すること。特に、都道府県・市区町村の関係部局、特別支援学校等の学校及び福祉・労働等の関係機関・団体の関係者を含めることが望ましい。

- ・ 都道府県又は市区町村の関係部局（生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の担当部局のうち、関係するもの）
- ・ 特別支援学校等の学校
- ・ 公民館や生涯学習センター等の社会教育施設
- ・ 大学
- ・ 企業
- ・ NPO法人
- ・ 社会福祉法人、社会福祉協議会
- ・ 障害福祉サービス等事業所（自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援（A型）事業、就労継続支援（B型）事業等）
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害者スポーツ団体
- ・ 障害者の文化芸術団体
- ・ 障害者団体
- ・ その他、有識者・関係者等

- 実施体制の例としては、以下のとおり。

- ・ 公民館や生涯学習センター等の社会教育施設における障害者青年学級等
- ・ 特別支援学校の同窓会組織等が行う学習支援
- ・ 大学のオープンカレッジや公開講座等
- ・ 企業による学習支援
- ・ 社会福祉法人による学習支援
- ・ NPO法人による学習支援
- ・ 実行委員会等による事業実施

- ① 連携協議会においては、(1)～(4)を含め、本事業全体にわたる進行管理を行うとともに、自立や社会参加・就労等に関わる具体的なデータ・調査結果・事例等のエビデンスに基づく事業成果の分析・検証等を行い、成果を報告書等にとりまとめる。
- ② また、連携協議会においては、障害者等を対象に実施する学習プログラム等に関するニーズの把握及び適切な周知・広報を行うため、学校卒業後の障害者の学びに関する情報収集・提供、相談体制等の構築に向けた検討もを行い、成果報告書等において言及する。
- ③ 報告時には、どのような者と連携すると効果的な実施体制・連携体制が構築できるかなどを分析し、具体的な実施体制・連携体制等のモデルを提示する。その際、地域特性（経済規模、人口規模、住民の年齢構成等の周辺環境）も踏まえつつ、提示するものとする。本事業の実施を通じて明確化された課題や、当該課題への今後の対応方策等についても、成果報告書等において言及する。

#### 【補足】

- 連携協議会は委託契約期間中に2回以上開催すること。また、上記の関係機関・団体の関係者が含まれる他の会議体で同議題を取り扱うことによる代替も可とする。なお、協議会の事務は委託先が処理することとし、協議会の運営を円滑に行う観点から、必要に応じて事務作業スタッフを雇うことができる（経費は人件費として計上する）。
- 連携協議会では、効果的な検討に資する観点から、必要に応じて、協議会の構成員の一部が全国各地の先進的な優良事例を視察することができる。

#### (3) コーディネーター・指導者等の配置やボランティアの育成・活用等の検討

上記の(1)や(2)等を実施するに当たり、関係部局・民間団体等との連携を図ることを目的に、コーディネーターを配置することができる。また、必要に応じて指導者等を招聘することができる。これらの学習支援者の活用方策等について検討する。また、障害者等を対象とした学習プログラム・講座等の実施時にボランティア等を配置する場合には、この育成・活用方策等についても検討する。

成果報告時には、どのような専門性を有する者がコーディネーター・指導者等の役割に適しているか、具体的にどのように配置・活動すべきかなどについても分析を行い、コーディネーター・指導者等の適性や人材配置・活用のモデル等を具体的に提示する。

なお、コーディネーター・指導者等の配置やボランティアの育成・活用方策等については、(2)で述べた連携協議会において研究を行うとともに、研究の結果は成果報告書においても言及するものとする。

#### 【補足】

- コーディネーター等は、関係機関・団体等との連携を図ることを目的として、特別支援教育や障害者福祉、社会教育等に関し専門性を有する者を選定する。なお、コーディネーター等の人数は1名とする（経費は人件費として計上する）。
- コーディネーター等は連携協議会に参画するとともに、各地のブロック別コンファレンスをはじめとする研究協議や実践交流の場において、積極的に事例発表・意見交換等を行い、成果普及に努める（年間を通じて、2回以上を目安とする）。

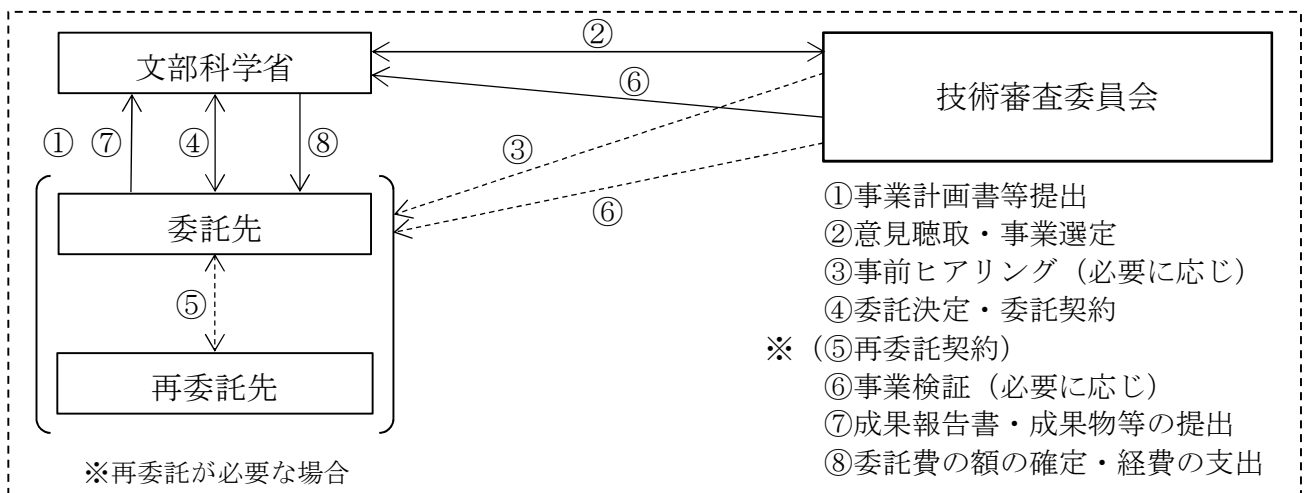
(4) 成果等の普及

- ① 上記（1）～（3）に示す研究によって得られた成果について、周辺の都道府県・市区町村等の行政、学校、関係団体等に対し、報告・普及を行う。
- ② 研究成果の報告・普及にあたっては、周辺の都道府県・市区町村等の行政等と連携した広域的な研究成果普及・人材育成等を目的としたブロック別コンファレンスを実施することができる（任意）。なお、ブロック別コンファレンスの実施については、「(ア) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築 実施要領」2. (8) に規定するとおり実施することを原則とする。

**3. 事業の実施**

(1) 事業全体の構成

文部科学省と委託先、及び技術審査委員会との関係性や、本事業の実施に際して必要な手続きの主な流れは、次のとおり。



(2) 事業の実施

事業の実施や経費の支出に当たっては、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室担当者（以下「担当者」という。）と十分に協議することとし、事業の経過等について、常に担当者に報告の上、必要に応じ意見を求めるもの

とする。

### (3) 事業の評価

事業の実施に当たっては、その効果が把握できるよう、成果普及の場で参加者等に対しアンケートを行うなどにより、評価を適切に実施するものとする。

### (4) 事業実施による成果物

事業実施による成果物（冊子、資料集等）については、10部を文部科学省担当者に提出するとともに、CD-ROM又はDVD-ROMにより電子データにて提出するものとする。併せて、当該事業の成果をまとめた概要資料を作成し、提出する（フォーマットは追って文部科学省より指示する）。また特に、効果的な学習プログラムの研究については、必要に応じ学習プログラム実施の様態を撮影した映像等を用いるなど、成果を広く共有することに努めることとする。

### (5) 委託経費の支出

- ① 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に宛てて支出する。
- ② 委託先は、事業を実施するに当たり契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努める。
- ③ 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出にあたっては複数の者が審査した上で支出するなど、適切な執行に努める。
- ④ 本事業の事業費を積算する際は、以下に記載の、各経費費目における支出に関する留意事項を踏まえて必要な経費を計上する。なお、計上できる経費は契約期間内のものに限る。

### 【人件費】

- 1 委託先に所属する職員並びに構成員等がコーディネーター・指導者等の専門性の高い労務にあたる場合に対する経費とする。対象とした、当該委託先が事業を行うことにより発生する人的費用である。ただし、外部の有識者がコーディネーター・指導者となる場合は、謝金として支払う。
- 2 人件費の単価については、委託先において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。また、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において事業計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定めること。
- 3 人件費の勤務時間については、委託先において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘定した上で、委託先の労使規約等の範囲内で文部科学省が必要と認めた場合、事業計画書において時間外勤務手当を計上することができる。

- 4 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、この場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。
- 5 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、委託先において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- 6 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。

#### 【諸謝金】

- 1 委託先が開催する連携協議会における委員や外部講師等、及び学習プログラムの研究や成果普及等におけるボランティアや外部講師等に支払う経費とする。
- 2 活動の企画立案・実施、会議出席、原稿執筆、講演等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等については各委託先の支給規定及び文部科学省の支給単価等に準じ、社会通念上妥当な単価を設定すること（委託先において支給規定が存在しない場合は、文部科学省の支給単価を準用する）。なお、審査評価の際必要に応じて、支出に関する理由書を添付させるなど、支出の妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等のうち高額な支出を伴うものについては、当該講演者選定の必要性についても確認する可能性がある。
- 3 委託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められない。ただし、委託事業に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが資料から明確に区分されていることが確認できる場合には、これを支出できる。
- 4 謝金支給手続については、あらかじめ謝金支給対象者に説明するとともに、謝金受領書を徴収するなど、適切な支出に努める。
- 5 謝金の代替として菓子折、金券等の物品による贈与等は認められない。

#### 【旅費】

- 1 積算内訳は、連携協議会委員の会議出席や現地視察、学習プログラムの研究や成果普及等におけるボランティアや外部講師等の移動、コーディネーター・指導者の移動等の用務ごとに必要経費を計上すること。
- 2 単価等については各委託先の支給規定及び文部科学省の支給単価に準じ設定すること（委託先において支給規定が存在しない場合は、「国家公務員等の旅費に関する法律」及び文部科学省の支給規定を準用する）。ただし、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、妥当かつ適正な旅費を積算すること。なお「国家公務員等の旅費に関する法律」及び文部科学省の支給規定によると、電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみとなっている。
- 3 事業実施計画に照らし、用務先、単価、回数、人数等が妥当か精査する。
- 4 航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイ

ドカード等の購入は対象外とする。

- 5 航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券（搭乗証明書でも可）を整理保存すること。

#### 【印刷製本費】

- 1 チラシ、冊子等の印刷製本を外注する場合等、印刷製本という行為そのものに対する経費を計上する。
- 2 教材・しおり・報告書・会議資料等の作成に係るコピー代（写真現像・プリント代）。

#### 【通信運搬費】

- 1 郵便、電話、パソコン通信による通信費、梱包発送や宅配便による運搬費とする（電話代は本事業のみに使用したことを証明する書類が必要）。
- 2 切手等を一括購入し、後日使用する場合には、受払簿を整備し、使用日、種類、枚数、使用目的及び送付先を明確にしておくこと。なお、予備の購入は認められない。

#### 【会議費】

- 1 連携協議会等で飲み物（コーヒー、紅茶、日本茶等）を提供する場合、社会通念上妥当な範囲で支出する。誤解を招く形態のものや酒類・茶菓等の提供は対象としない。
- 2 弁当代の支出については、会議が食事の時間をはさみ長時間に及ぶものなどやむを得ない場合に限る。
- 3 会議を開催した場合には、日時・場所・出席者・議題・実際の議事内容・飲食物を供した者等を記した開催記録を作成する。
- 4 会議等の出席者数及び回数と会議費の整合性が取れるようにすること。

#### 【借損料】

- 1 会議開催や活動実施に伴う会場費や必要機器等のリース料など、物品等の借用に伴う経費とする。また、自前の会場・機器・設備等を使用する場合は、委託費から支出できない。
- 2 会議等の時間及び回数と借損料の整合性が取れるようにすること。
- 3 リース形式の形態でありながら、事実上機器を購入等している状態となっていないか、確認すること。

#### 【保険料】

- 1 学習プログラムの研究や成果普及等におけるボランティアなど、活動を企画・実施する者の保険に関する経費とする。また、本事業実施のために新規で加入する保険のみを対象とする。
- 2 保険の種類は、傷害保険等の事業を実施する上で必要な任意保険料、及び事業の実施に当たり法律上加入が義務づけられているものとする。

### 【消耗品費】

- 1 事業実施に係る各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品に関する経費とする。備品費（事業期間の終了後も反復使用に耐え得るものや、学校・社会教育施設等への備え付けを目的としたもの等）は計上しないこと。
- 2 学習プログラムにおける参加者等の食費、宿泊費等は、受益者負担を原則とする。
- 3 計上するものについては、支出を記録する帳簿に品名、単価、数量を具体的に記載すること。「事務用品等」「〇〇一式」といった抽象的な記載は認められない。
- 4 ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、委託費の対象外とする。

### 【雑役務費】

- 1 雑役務費は、データ入力や発送業務等のうち一部業務を専門業者等に請け負わせること、及び成果報告書等の印刷製本に関する経費とする。なお、専門業者等への支払い時の銀行振込手数料も対象とする。

### 【消費税相当額】

- 1 消費税相当額は、受託者が課税事業者（納税義務者）で、人件費等の不課税の経費に関する消費税額のみを別途計上する必要がある場合に計上する。また、通常の消耗品等の課税対象となる経費に関する消費税額については、内税として各経費の中で計上する。
- 2 消費税については、10%にて計算すること。

### 【一般管理費】

- 1 経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費（管理的経費）等にかかる経費が発生する場合は、便宜的に委託業務の直接経費（人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額の合計額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を一般管理費として計上する。その場合の一般管理費率については、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、受託者が受託規定に定める一般管理費率及び文部科学省が定める一般管理費率（10%）の上限を比較し、より低い率を採用すること。ただし、上記で採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用すること。

### 【再委託費】

- 1 事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に対し再委託を行う方がより合理的であると認められる場合、再委託を行う業務に必要な経費を計上する。なお、委託事業の全部を再委託することはできない。
- 2 再委託費を計上するに当たっては、「経費計画書（再委託先）（別添8-2）」を記入の上、提出すること。



- 3 再委託業務分として、経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費（管理的経費）等にかかる経費が発生する場合は、便宜的に委託業務の直接経費（人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額の合計額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を再委託業務分における一般管理費として計上する。その場合の一般管理費率については、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、受託者が受託規定に定める一般管理費率及び文部科学省が定める一般管理費率（10%）の上限を比較し、より低い率を採用すること。ただし、上記で採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用すること。

## 5. その他

必要書類の提出に当たっては、押印を不要とする。また、事業計画書等をはじめとする必要書類においては、所定の様式に加え、必要に応じて、詳細に説明するために別途資料を添付することも可とする。

本事業の進捗状況等については、必要に応じて、別途文部科学省が設置する有識者会議等の場において報告を求める場合がある。

以上

## 障害者の生涯学習推進の基本的な視点

※事業の計画にあたっては、以下の内容を踏まえて検討すること。

### 1. 目指す社会像

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」

政府は、障害者基本法において、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を掲げている。

このことを学びの観点から説明すると、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」と言うことができ、とりわけ以下のような側面が重視されるべきと考える

#### (1) 障害者が、自立や社会参加に向け、学び続けることのできる社会であること

今後の社会において、一人一人が社会の形成者として社会の様々な活動に参加し、自立して豊かな人生を送るためには、生涯を通じて学び続けられるようにすることが必要である。このことは、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって必要なことである。

しかしながら、障害者にとって、これまで生涯を通じて学ぶ機会が十分にあったとは言えない。特に学校卒業後においては、仲間と交流し日々の悩みを相談しながら、障害者がそれぞれに合った学習を行う場が非常に限られていること、また、学びの場についての情報が障害者に適切に提供される体制となっていないことなどの課題がある。

現在、障害のある子供たちに対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動（キャリア教育や自立活動の指導等）が展開されている。自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容については、特別支援学校や高等学校を含む後期中等教育段階（以下、「特別支援学校等」という。）でしっかりと指導を行うだけでなく、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ、本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう、条件整備を行う必要がある。生涯を通じて自己の発達や成長に向けて学び続ける環境の整備を図ることで、障害者の真の社会参加・自立を実現することが期待できる。

#### (2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること

知らなかったことを知ること、できなかったことができるようになること、そして人や社会とつながることは人間の根源的な喜びである。そうした観点から、学ぶことや働くことなどの活動は、人々のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかかわらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。

また、障害者を単に支援される側として一方的に捉えるのではなく、障害者一人一人の多様な個性や得意分野を生かす視点が重要である。障害者が、一人一人の特性に応じて、学習・スポーツ・文化芸術等の得意分野の能力を開花させ、就労の場を含め、社会の中で誇りをもって活躍する可能性を広げられるよう、多様な主体が連携して取り組むことが必要である。

さらに、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大きな契機の一つとして捉え、スポーツや文化芸術活動を含めた学びを推進し、障害者が地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に学び、支え合って生きていくことができるようにすることが必要である。

## **2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点**

このような社会の実現のためには、障害者の生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るとともに、障害のある者と障害のない者が積極的に交流したり、学びの場に共に参加したりすることを通じて、社会における障害理解、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要であり、特に以下のような視点が重要と考える。

### **(1) 本人の主体的な学びの重視**

障害当事者の間では、「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing about us without us)」という考え方が大切にされている。障害者権利条約の起草の過程においても、この考え方が尊重され、障害者団体も発言の機会を得て参画した。

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、障害者の学びの環境整備を行うに当たっても、本人の学ぼうとする意志を出発点に、本人が学びたいことや課題を自ら発見して取り組む学習となるようにすることが重要である。

そのためには、本人の学びの動機や主体的な参画に重きを置くとともに、支援者は本人のニーズに合った支援を行うことが求められる。また、学習の企画の段階から実施まで本人が継続的に関わることは、真に障害者のニーズに沿った学びの場づくりを行う上で大きな意義がある。

### **(2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化**

学校教育を通じて身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要である。生徒本人が望む将来の進路目標に基づく個別の教育支援計画について、卒業後の進路先等への引き継ぎ・活用を図る等、学校教育から卒業後の学びに円滑に移行するための仕組みを強化する必要がある。

### **(3) 福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化**

障害者は学校卒業後、企業等において就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多い。日々の生活において円滑にかつ継続的に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びと福祉や労働、医療などの分野における取組との連携を強化する必要がある。

### **(4) 障害に関する社会全体の理解の向上**

社会全体で共生社会の実現に向けて取り組むためには、障害者の学びの場づくりを進めることと並行して、障害に関する社会全体の理解の向上を図ることが極めて重要である。障害者がどのようなことに困難を感じており、どのような配慮や支援があれば周りの人と共に学んだり交流したりしやすくなるのか、といったことについて、障害者の家族や支援者などの関係者だけでなく、

社会全体の理解を進め、障害の有無にかかわらず共に生きる「共生社会」の実現につなげていく必要がある。

### 3. 事業の方向性

- 上記を踏まえ、学校卒業後の障害者の学習活動について、「求められる学習内容は何か」「どのような体制で実施すべきか」「学びの情報収集・提供、相談体制はどうあるべきか」等を明らかにしつつ、地方公共団体をはじめ多様な主体に求められる方策を提示することが必要である。
- 本事業等で得られた研究成果は、実践者同士の交流、課題解決に向けた研究討議等の機会（成果報告会やブロック別コンファレンス等）を設けるなど、多様な学習機会のモデルを共有するとともに、障害者の学びの場づくりのノウハウや生涯学習に関する情報・知見等を発信・普及していくことが必要である。これらの取組を通じて、障害者のニーズを踏まえた学びへコーディネートする担い手の育成や全国で障害者が現に学習できる機会の実質的な整備につなげていくことを目指す。
- さらに、本事業等では、「共生社会」の実現に向けて、日頃、障害者の生涯学習に関心の薄い層への障害に関する理解の促進や、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりのノウハウや知見を得ることも目指している。本事業を通じて、障害に関する社会全体の理解の向上に資する取組が各地で実践されるよう、多様な主体と連携して普及・啓発に努めていくことが求められる。

※上記は、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）」に基づく。全文を以下リンクより参照すること。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm)

また、令和元年7月8日付文部科学省総合教育政策局長通知「障害者の生涯学習の推進方策について（通知）」も併せて以下リンクより参照すること。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1418929.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1418929.htm)